

2022年8月12日

愛知県教育委員会教育長 殿

WBGT31°C以上で運動部活動を強行させないことを求める請願

住 所 [REDACTED]

(団体名) 愛知部活動問題レジスタンス(IRIS)

氏 名 代表 加藤豊裕 [REDACTED]

1 請願の趣旨

熱中症の危険性を表す指標として「暑さ指数」(WBGT (湿球黒球温度) : Wet Bulb Globe Temperature)がある。日本スポーツ協会の「熱中症予防運動指針」によれば、WBGTが31°C以上の場合、「運動は原則中止」であり、「特別の場合以外は運動を中止する。特に子供の場合は中止すべき。」とされている。

おそらく県内のどの学校においても、WBGTの測定は適切に行われており、職員室内の見やすい場所に結果が表示されるようになっていると思われる。しかし、私たちが把握している限りでは、WBGTが31°C以上であることが示されているにもかかわらず運動部活動を実施する例が後をたたない。

その原因是、「運動は原則中止」とされているものの、学校や部活ごとにさまざまな解釈や例外を持ち出して、結局のところ活動を強行してしまうからである。

そこで県教委には、「原則」とは何かを明確に打ち出させていただきたい。例えば、「校内練習・近隣校との練習試合・公式戦以外の大会は例外なく中止」「体調が万全ではない児童生徒の参加は認めない」「実施の判断は管理職が行う」といった規定を設け、規定の範囲内での学校裁量を認めるようにすれば、不適切な判断による熱中症被害をかなりの程度防ぐことができるのではないだろうか。

最優先すべきは児童生徒の命や健康である。それらを犠牲にしてまで行うべき教育活動は存在しない。全てを現場任せにするのではなく、必要な規制は躊躇なく行っていただきたい。

2 請願項目

WBGT31°C以上で運動部活動を実施する際の判断基準を県教委として示すこと。

